全警協発第188号

平成28年9月14日

各県協会長　各位

（一社）全国警備業協会

専務理事　福島　克臣

国土交通省から建設関係団体に対する通達の周知徹底について

謹啓

　貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、去る平成28年8月1日、国土交通省土地・建設産業局長から建設業団体の長に対し、

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（国土建推第17号）（別添1）が発出されました。また、同日付で、同省土地・建設産業局建設市場整備課長から建設業者団体の長に対し、「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」（国土建労第424号）（別添2）も発出されています。

　前者の局長通達では、「法定福利費を内訳明示した見積書の提出・尊重による社会保険等への加入徹底」を指示するとともに、警備業者等に対しても建設業者に準じた配慮をすることが明記されております（別添1の記2、10参照）。

　後者の課長通達では、いわゆる公共工事設計労務単価には、現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）や一般管理費等の諸経費は含まれておらず、建設業者が下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、「例えば、交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費の事業主負担額等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮すること」と明記されており、警備業者への社会保険加入に必要な法定福利費の適正な支払いが具体的に示されております（別添2の下から9行目参照）。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内関係各加盟員（交通誘導警備業務を実施している加盟員）に対し、本件内容について周知徹底をしていただくとともに、公正な競争により、社会保険料等の法定福利費を加味した適正な警備料金の確保に向けて、ユーザーに対し積極的な働きかけを行うよう併せてご指導方をお願い申し上げます。

謹白